

【資料2】

県議会電波媒体メディアミックス業務委託仕様書

I 目的

秋田県議会（以下「県議会」という。）の情報を、幅広い年代の県民に分かりやすく紹介するテレビ番組を制作するとともに、インターネットメディアを組み合わせて効果的に発信することにより、県議会への理解や関心を深める。

II 委託業務の内容

1 テレビ広報番組の制作と納品

（1）制作回数・放送時間等

年間6回（隔月1回）の15分（正味14分）番組とする。

※県が別途契約する放送事業者（県内民放1局）で放送する。

※5、7、9、11、1、3月の下旬に放送予定。

（2）番組内容

次の要件を満たす番組内容（番組の名称、構成等）を提案すること。

※令和7年度の放送内容を確認し、新規要素、継続要素の必要性を勘案すること。

＜参考URL 令和7年度の放送内容＞

<https://pref.akita.gsl-service.net/doc/2018042600049/>

＜要件＞

- ・ 県議会の活動について、本会議や委員会調査の様子を中心に、映像、音声、ナレーション、フリップ等を使い、県民に分かりやすく解説すること。
- ・ 幅広い年代に対し、魅力のある内容となるよう、構成や演出に配慮すること。
- ・ インターネットメディアによる情報発信を前提に、テンポ良く、視聴者が飽きない工夫をすること。
- ・ 主なテーマは次表のとおりとし、各回、テーマに沿った内容となるよう撮影や取材を行うこと。

放送回	主なテーマ	撮影予定日数
第1回	<ul style="list-style-type: none">・ 県議会についての解説・ 議会運営に関するインタビュー	インタビュー 0. 5日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0. 5日 計 1日
第2回	<ul style="list-style-type: none">・ 6月議会の概要・ 一般質問登壇者へのインタビュー	本会議（一般質問）・インタビュー 3日 本会議（採決） 0. 5日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0. 5日 計 4日
第3回	<ul style="list-style-type: none">・ 常任委員会の県内調査	県内調査 5日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0. 5日 計 5. 5日

第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月議会、10月議会の概要 ・ 一般質問登壇者へのインタビュー 	<table border="0"> <tr><td>本会議（一般質問）・インタビュー</td><td>3日</td></tr> <tr><td>本会議（採決）</td><td>0.5日</td></tr> <tr><td>決算特別委員会</td><td>1日</td></tr> <tr><td>ナビゲーターの顔出し撮影等</td><td>0.5日</td></tr> <tr><td>計</td><td>5日</td></tr> </table>	本会議（一般質問）・インタビュー	3日	本会議（採決）	0.5日	決算特別委員会	1日	ナビゲーターの顔出し撮影等	0.5日	計	5日
本会議（一般質問）・インタビュー	3日											
本会議（採決）	0.5日											
決算特別委員会	1日											
ナビゲーターの顔出し撮影等	0.5日											
計	5日											
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月議会の概要 ・ 一般質問登壇者へのインタビュー 	<table border="0"> <tr><td>本会議（一般質問）・インタビュー</td><td>4日</td></tr> <tr><td>本会議（採決）</td><td>0.5日</td></tr> <tr><td>ナビゲーターの顔出し撮影等</td><td>0.5日</td></tr> <tr><td>計</td><td>5日</td></tr> </table>	本会議（一般質問）・インタビュー	4日	本会議（採決）	0.5日	ナビゲーターの顔出し撮影等	0.5日	計	5日		
本会議（一般質問）・インタビュー	4日											
本会議（採決）	0.5日											
ナビゲーターの顔出し撮影等	0.5日											
計	5日											
第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月議会の概要 ・ 代表・一般質問登壇者へのインタビュー 	<table border="0"> <tr><td>本会議（代表・一般質問）・インタビュー</td><td>4日</td></tr> <tr><td>ナビゲーターの顔出し撮影等</td><td>0.5日</td></tr> <tr><td>計</td><td>4.5日</td></tr> </table>	本会議（代表・一般質問）・インタビュー	4日	ナビゲーターの顔出し撮影等	0.5日	計	4.5日				
本会議（代表・一般質問）・インタビュー	4日											
ナビゲーターの顔出し撮影等	0.5日											
計	4.5日											
		合計 25日										

※テーマや撮影予定日数はあくまで予定であり、変更する場合がある。

- ・ 県議会からのお知らせを、ナレーションやフリップ等を使い、30秒程度で県民に分かりやすく解説すること。
- ・ 永年勤続功労者について、表彰式の様子を撮影し、直近の放送回で紹介すること（予定時期等は次表のとおり）。

表彰式の予定時期	表彰者数	撮影予定日数				
4月下旬～5月下旬	勤続25年以上 2名	<table border="0"> <tr><td>表彰式（議場）</td><td>1日</td></tr> <tr><td>計</td><td>1日</td></tr> </table>	表彰式（議場）	1日	計	1日
表彰式（議場）	1日					
計	1日					
11月中旬	勤続10年以上 10名	<table border="0"> <tr><td>表彰式（県正庁）</td><td>0.5日</td></tr> <tr><td>計</td><td>0.5日</td></tr> </table>	表彰式（県正庁）	0.5日	計	0.5日
表彰式（県正庁）	0.5日					
計	0.5日					
		合計 1.5日				

※時期や撮影日数に変更がある場合は、別途協議する。

- ・ 番組内に、「開かれた議会」を印象付けるようなミニコーナー等を設けることとし、その内容や使用する素材等の詳細について、提案すること。
- ・ ナレーションやフリップ等の文章は、平易な表現を用いること。
- ・ 映像に挿入するテロップは明るく見やすいデザインにすること。
- ・ 制作スケジュール及び台本は受託者側で作成すること。
- ・ 制作内容の整合性を適切に確認するとともに、スケジュール管理を適切に行うこと。

(3) 付加情報

手話通訳の映像を挿入すること。

※手話通訳者の手配、手話通訳者への旅費支給、撮影場所の確保は県が行う。

※その他、手話の撮影に係る経費については、受託者が負担すること（撮影予定日数は次表のとおり）。

放送回	撮影予定日数
第1回～第6回	手話 0. 5日×6回=3日

(4) 放送名義

次のとおりとする。

企画・制作：秋田県議会

(5) テレビCM用動画

番組の日時や内容を周知する15秒CMを制作すること。

※放送期間は番組放送直前の1週間を予定。

(6) 映像データの納品

次表のとおり納品すること。

納品先	納品データ・形式		内容	数量	期日
民放事業者 (県内1局)	XDCAM ディスク	民放事業者が 指定する形式	番組宣伝CM 番組映像全編	各1	民放事業者が指定する期日 ※原則放送3日前（土日祝日を除く）
県（議会事務局）	映像データ	m p 4	番組映像全編 (YouTube掲載用)	1	民放事業者への納品から3日以内
	DVD	D V D – V i d e o 形式	番組映像全編 (図書室配架用)	1	民放での放送終了後10日以内
	DVD	D V D – V i d e o 形式	番組映像全編 (市町村送付用)	5	民放での放送終了後10日以内
ケーブルテレビ (県内3局)	映像データ	M X F	番組映像全編	各1	民放事業者への納品から3日以内

留意事項

- 令和9年3月放送分の納品期日は、上記の期日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。
- 録画用DVDは県が提供する。
- 映像データの納品（編集、データ送信）に係る経費は受託者の負担とする。
- データ形式や納品数に変更がある場合は、別途協議する。
- 市町村送付用DVDについては、期限の定めがある「インフォメーション」を削除編集して納品すること。

2 YouTube広告等の実施と効果測定等

(1) 広告の実施

- Y o u T u b e 広告を実施することとし、その内容や使用する素材等の詳細について提案すること（例えば、1で制作した番組を活用し、県議会Y o u T u b e チャンネルに掲載の上、Y o u T u b e 広告を実施するなど）。
- 秋田県在住の若年者層（10～20代）を主なターゲットとし、効果的な発信を行うこと。
- 広告の誘導先は、県議会Y o u T u b e チャンネルや県議会ウェブサイト等、県が指定するコンテン

ツとすること。

- ・ 広告の配信期間は、テレビ広報番組の第1回～第5回の各回の放送終了後から次の回の放送までの間とし、適切な期間を提案すること。

(2) 映像データの納品

次表のとおり納品すること。

納品先	納品データ・形式		内容	数量	期日	備考
県（議会事務局）	映像データ	mp4	広告配信用動画一式	各1	民放での放送終了後 10日以内	令和9年3月テレビ放送分を除く

留意事項

- ・ 映像データの納品（編集、データ送信）に係る経費は受託者の負担とする。

(3) 目標設定

- ・ 目標値は次のとおりとする。

【Y o u T u b e 広告の目標値】

広告表示回数 250,000回以上

動画視聴回数 150,000回以上

クリック数 1,000回以上

(4) SNS広告

I n s t a g r a mによるSNS広告を実施することとし、その内容や使用する素材等の詳細について提案すること。

(5) 効果測定と報告書の提出

- ・ 2（1）～（4）により実施した広告の運用状況と分析結果をまとめた報告書（以下「運用状況・分析結果報告書」という。）を配信終了後14日以内に提出すること。ただし、第5回分については、委託期間内において県が指定する期日までに提出すること。
- ・ 運用方法等に課題があると判断した場合は、速やかに改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

3 ショート動画の制作

Y o u T u b e用ショート動画（1回あたり約1分の動画をおおむね3本）を制作することとし、その内容や使用する素材等の詳細について提案すること。

III 事業完了報告時における提出書類

本業務完了後、速やかに完了報告書と併せて次のものを提出すること。

- ・ IIの1により制作した県議会テレビ広報番組、番組宣伝CMの一覧表（P D Fデータ）
- ・ IIの2により実施したY o u T u b e広告等の総合的な運用状況・分析結果報告（P D Fデータ）

IV 契約に関する条件等

1 再委託等

- (1) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を得ること。
- (3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

2 業務の履行に関する措置

- (1) 別紙の標準業務工程に従って履行すること。
- (2) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (3) 受託者は、(2)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

3 権利の帰属等

- (1) 本業務による成果物（最終映像・投稿内容等）及び素材の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとし、県議会テレビ広報番組、動画配信等で使用する音楽や画像等の素材の著作権やその他の権利については、受託者の責任でこれを処理するものとする。
- (2) 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たな資料映像を制作することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の承諾なしに、成果物及び素材を他に流用することができないものとする。
- (4) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

4 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

6 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要な都度、受託者と県が打合せを行いながら進めることとする。
- (2) 取材（映像の撮影を含む。）については、受託者が行う。
- (3) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。